

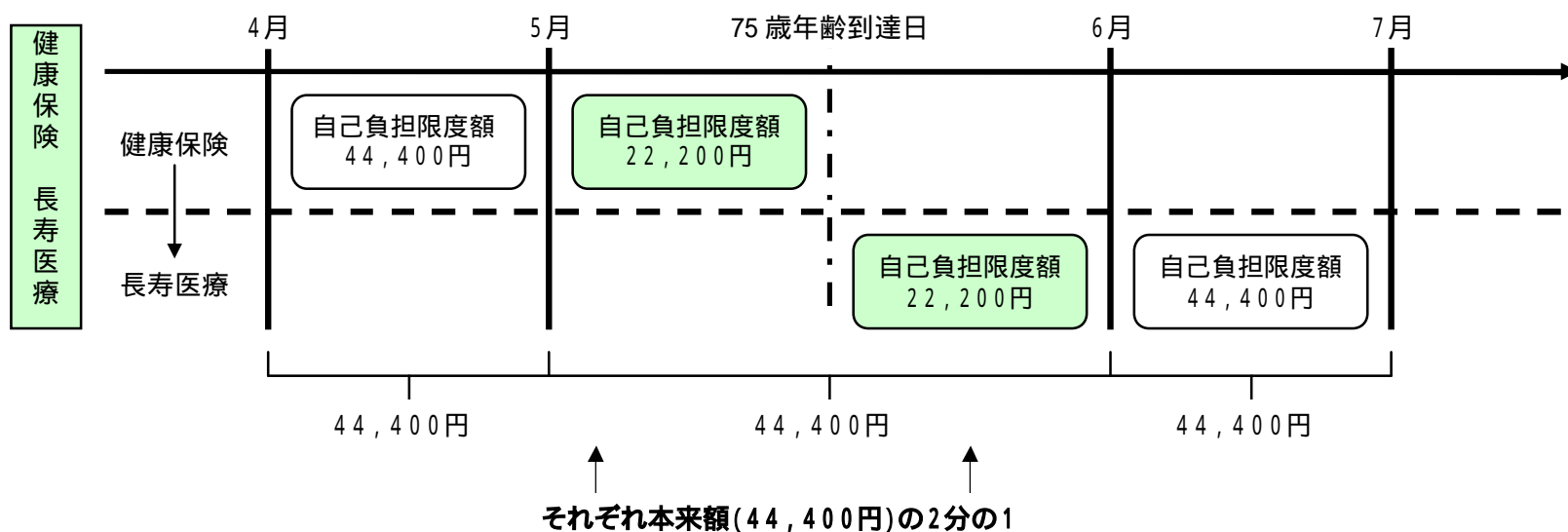
75歳到達月の高額療養費の自己負担限度額の特例が創設されます。(平成21年1月から)

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算することとされており、75歳になり長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者となった場合、75歳の誕生月においては、誕生日前の医療費と誕生日後の医療費について、健康保険制度と長寿医療制度でそれぞれ自己負担限度額が適用されますが、平成21年1月からは、この自己負担限度額は個人単位で両制度のいずれも本来額の2分の1の額が適用されることとなります。ただし、75歳の誕生月がその月の初日の場合は適用されません。

被保険者が長寿医療制度の被保険者となる場合、その被扶養者についても特例の対象となります。

【自己負担限度額の区分が一般で、外来+入院(世帯ごと)の場合の例】

【改正後】



個人単位での自己負担限度額(本来額の2分の1)、世帯合算での自己負担限度額(本来額のまま)については、次のとおりです。

	【75歳の誕生月以外】		75歳到達月における 自己負担限度額の特例	【75歳の誕生月】				
	自己負担限度額 外来(個人)	(世帯合算)		自己負担限度額 外来(個人)	個人合算	(世帯合算)		
70歳以上	現役並みの所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	44,400円 + 1% (44,400円)	→	現役並みの所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	22,200円 + 1% (22,200円)	80,100円 + 1% (44,400円)		
	一般	12,000円 44,400円		一般	6,000円 22,200円	44,400円		
	低所得者 (住民税非課税)			24,600円	低所得者 (住民税非課税)		12,300円	24,600円
		(年金収入 80万円以下等)		8,000円 15,000円		(年金収入 80万円以下等)	4,000円 7,500円	15,000円

金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

「75歳到達月における自己負担限度額の特例」における1%部分は、医療費が、133,500円を超える部分について、1%を負担する。

「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、通常の限度額で世帯合算を行う。